

## 「服務違反調査委員会報告書」について

- 昨年社会保険庁が実施した服務違反調査について、「年金業務・組織再生会議」から調査が不十分で再調査を徹底的に行うべきとの指摘を受けたことなどから、本年7月11日に大臣直属の「服務違反調査委員会」と委員会の下に「調査チーム」を設置し、以下の事項等について調査を実施。

- ① これまで社会保険庁が行った服務違反に関する調査の検証
- ② 社会保険庁の全職員を対象とした調査の実施
- ③ 調査結果に基づく懲戒処分及び刑事告発の検討

※ 社会保険庁の調査で判明した30人の無許可専従行為者とその監督者などについては、本年9月3日付けで減給処分を実施し、給与等を返納させている。処分を受けた者は日本年金機構には採用されない。

- 委員会は、計7回の審議を重ね、かつ、調査チームを指揮監督して全職員調査、追加調査、職員団体（労働組合）等に対する調査及び個別のヒアリング調査を行わせた。

上記各調査の結果、

- ① 前回の社会保険庁の調査よりも調査対象者や調査対象期間を拡げたことにより、新たに4人の無許可専従行為者が判明し、
- ② 前回の社会保険庁の調査で判明した30人と合わせた34人の無許可専従行為者のうち、公訴時効成立前の16人とその給与等支払関係者25人について、関係者の責任の評価を吟味した上で、背任罪の成立の可否及び刑事告発の可否等についての調査チームの調査報告書がとりまとめられ、これを受けて、委員会は、10月31日にその報告書を取りまとめ、同日に舩添厚生労働大臣に提出した。